

令和3年度「地域管理経営計画等に関する懇談会」委員名簿

北海道木材産業協同組合連合会 副会長	江 本 博 幸
北海道新聞社 経済部 次長	小 野 孝 子
東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林北海道演習林 林長	尾 張 敏 章
北海道大学大学院農学研究院 森林政策学研究室 教授	柿 澤 宏 昭
北海道大学大学院農学研究院 造林学研究室 教授	澁 谷 正 人
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部林業試験場 森林環境部環境グループ 研究主幹	長 坂 晶 子
北海道森林組合連合会 代表理事副会長	根 布 谷 禎 一
(株)北海道ポットラック 代表取締役	前 田 あやの
NPO 法人北海道市民環境ネットワーク 常務理事	宮 本 尚
北海道町村会 事務局長	山 内 康 弘
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所 支所長	吉 田 和 正

(五十音順、敬称略)

地域管理経営計画等に関する懇談会の設置要領

(目的)

第1条

国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画並びに国有林野施業実施計画（以下「地域管理経営計画等」という。）の樹立又は策定若しくは変更に当たり「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」の第5、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（以下「運用通知」という。）第4の1、並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項を踏まえて、学識経験を有する者からの意見を聴取するため「地域管理経営計画等に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条

懇談会は「運用通知」第4の1並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項に規定する学識経験を有する者から構成され、その委員は北海道森林管理局長が任命する。

(任期)

第3条

- 1 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(懇談会の開催)

第4条

懇談会は、森林管理局長が以下の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 地域管理経営計画等を策定又は変更するとき。
- (2) 国有林の地域別の森林計画を樹立又は変更するとき。
- (3) その他、森林管理局長が必要と認めたとき。

(事務局)

第5条

懇談会の事務局は、地域管理経営計画に係る事務にあつては北海道森林管理局総務企画部業務調整課、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画に係る事務にあつては計画保全部計画課に置くものとする。

(附則) この要領は平成11年 1月22日から施行する。

(附則) この要領は平成15年12月17日から施行する。

(附則) この要領は平成17年12月 1日から施行する。

(附則) この要領は平成25年11月29日から施行する。

(附則) この要領は平成27年11月17日から施行する。